

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		栃木市新生児聴覚検査の扶助費の支給の決定
根拠法令等及び条項		栃木市新生児聴覚検査の実施及び扶助費の支給に関する要綱 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市新生児聴覚検査の実施及び扶助費の支給に関する要綱 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年6月27日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市新生児聴覚検査の実施及び扶助費の支給に関する要綱抜粋 (扶助費の支給の対象となる新生児聴覚検査)</p> <p>第8条 扶助費の支給の対象となる新生児聴覚検査は、聴覚検査のうち、初回検査及び確認検査とする。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第9条 扶助費の支給を受けることができる者は、扶助費支給対象検査を実施する保護者のうち、検査日において市内に住所を有する者とする。</p> <p>(扶助費の支給額)</p> <p>第10条 扶助費の支給は、新生児聴覚検査料に対し行い、新生児1人につき5,000円を限度とする。</p> <p>(扶助費支給対象検査に係る受診票の提出)</p> <p>第11条 扶助費支給対象検査を受けようとする者の保護者は、第3条の受診票を新生児聴覚検査の実施基幹に提出することにより当該検査を受けるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第12条 受給資格者は、新生児聴覚検査を実施した日から1年以内に栃木市新生児聴覚検査扶助費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 新生児聴覚検査の領収書の写し又は新生児聴覚検査費用を支払ったことが確認できる書類</p> <p>(2) 第3条の受診票</p> <p>(3) 母子健康手帳の写し</p>	

(支給の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、扶助費の支給の可否を決定するものとする。